

別記

解決条件

- 一 従業員中 下島啓藏、藤田玄司、松山健作ハ解取
- 二 杉山忠三、橋本藤藏ハ工場主ニ於テ解取ヲ勧告シ必ズニハ解取セシムベキコト
- 三 労賃賃銀ハ現在ノ一割増トシ包以下ハ四割五入トス
- 但リ即日実施ノコト
- 四 工場主ハ争議懸賞金トシテ金壹百圓給付也ヲ争議用同條者ニ支給ス

以上

労務第一五六四號

昭和九年七月十三日

警視總監 藤 昭 座 平

労働局長 (官印)

文臣 後藤 文夫 殿
社 會 局 長 官 殿

發生七四 解決七七
 使用労働者七内女一
 争議参加者 全員
 関係労働組合 東京花屋上向会

渡部セルロイド工場労働紛議ニ関スル件(發生ニ解決)

要旨

標記工場は事業不振に因り五月以降、従業員労働者不足に陥リ、
 労働者不足を補ふため、同工場に上會社設立し、同社に労働者不足を補ふため、
 中東利三郎を以て、結果令人之工場に、代り、同社に労働者不足を補ふため、

職工、労銀不拂工場主所在不明ニ發給シ標記工場ニ労働紛議發
 生シタルカ工場、所有者中東利三郎ニ交渉、結果令人ハ未拂金
 ノ文拂ヲ承諾解決シタルカ状況左記ノ通り

④ 一 紛議發生ノ場所

19. 17
 5754